

(公開)

第 7 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 3 年 7 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和3年7月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、
第7回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 日程第4 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 報告第4号 農地利用集積計画について

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 ただいまから、第7回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認め、今期総会の会期は本日1日と決定いたします。
- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、委員会規程第19条の規定により、議長において、13番菅井武雄委員、1番平井博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 議 長 日程第3、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 新妻事務局長事務取扱 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域の農地を、整理番号1については個人住宅として転用するための使用貸借するものでございます。整理番号2については駐車場及び資材置場として転用しようとするための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、整理番号1について、担当委員から説明願います。
- 平井委員 議案書の2頁、位置図は1頁から2頁をご覧ください。現地調査結果についてご報告致します。調整区域内の畑で所有権移転になります。所在地は、岩沼市下野郷字館外128番1です。所有者は●●●●●●居住の●●●●氏、他4名からなる土地です。4名の方々は申請者対象の●●●●氏の

妹さんの子供と報告を受けています。申請者の実家は今回の申請土地の前にありますが、実家には誰も住んでいない空き家になっています。譲受人は●●氏実家の近隣の方で、●●●●●●●●、●●●氏です。現在まで申請地の除草などを行って管理していたとのことです。購入目的は、譲受人の●氏が所有するダンプ車で砂利、砂等を運搬用し、砂などをストックするため、またダンプ車の駐車場が目的となっております。現在この申請地はよく管理されておりました。西側については、運送会社の大型自動車の駐車場となっております。他の土地へ迷惑のかかるようなことは発生しないものと判断し、なんら問題はないものと調査してまいりました。よろしくご理解の程お願いします。以上です。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。

議 長 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1は申請のとおり、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1は、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。

議 大 友 委 員 長 それでは、整理番号2について、担当委員から説明願います。

議案書の2頁、位置図は3頁から4頁をご覧ください。農地法第5条許可申請につきましては、先に平井委員さんが言われたとおり、同メンバーで現地を確認してまいりました。転用の目的は、堆肥置場及び育苗施設を作ることです。育苗施設は、位置図の南側の屋根がある建物で、そちらはもう出来ており、北側の田んぼになっているところに堆肥場を作る予定だそうです。そして堆肥場を作るにあたっては、約1反歩ありますが、コンクリートで約15cmの厚さで舗装したいとのことです。そして上には屋根などはかけないで、露天でそこに籾殻を積むような計画でいます。辺りは暴風ネットで囲われていますし、それから●●代表の話を見ると、今まで、暗渠排水事業等が結構あったようですが、それもだんだん落ち着いてきて、籾殻の利用が思うようにいなくなっているそうです。●●代表に何をするのか尋ねたところ、堆肥にして田んぼに返すようです。辺りも全部法人で耕作している土地でもあり、暴風ネットで囲われているので、な

		んら問題はないように見て来ました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
議	長	はい。
宮	委員	暴風ネットの高さはどのくらいでしょうか。
部	委員	正確に測っていませんが、4 mくらいの高さです。堆肥場には800万
委	員	くらいの予算で行う計画でいます。あと、積んだ籾殻の上には暴風ネット
		で飛ばないように考えているそうです。
議	長	よろしいですか。他にございませんか。
猪	委員	堆肥置場ですか。
大	委員	糠置場です。隣の真ん中の建物で堆肥を作る予定です。一時ストックす
		る場所で、前みたいに糠が捌けないそうです。
議	長	事務局から補足説明はありますか。
佐	主事	事務局から補足ですが、南側のすでに建っているところについては、本
々		来は建てる前に申請手続きを終えることになってはいますが、今回のここ
		については、すでに昨年度総会でも諮りまして、手続きは完了しているこ
		ろです。以上です。
議	長	他にございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。
議	長	議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
		について、の整理番号2は申請のとおり、許可相当として県に進達するこ
		とにご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
		る意見について、の整理番号2は、申請のとおり、許可相当として県に進
		達することに決しました。
議	長	日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたし
		ます。事務局から説明願います。
事	務	議案書の5頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営
局	局	基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたの
		で、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが1件、筆数
		7筆、合計面積10,206.00㎡でございます。利用権設定を受ける
		方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を

議 長 図るため、賃貸借を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、7月30日を予定しております。以上でございます。

八 卷 委 員 員 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

八 卷 委 員 員 長 この農地を借りる方の使い方がちょっとよろしくない状況です。この隣接地でネギを作っていると言うが、ネギを出荷したことがない。今も耕作放棄地のように思えます。たまたま今回の申請地については、耕耘されてある程度のところまで綺麗になっているが、他の土地がよくない。

議 長 隣接地も農業委員会を通して借りているのですか。

小 林 主 査 農業委員会を通して、玉浦の農地を借りるのは今回が初めてです。

八 卷 委 員 員 長 それであれば、恐らく特定作業受委託契約を結んでいるのだと思いますが、状態がよくない。注意して頂いて許可出してもらえればと思います。

議 長 というのは、この農地の前と後ろ、北側と南側に農排水路の兼用地がありますが、地域で管理、除草作業を行っておりますが、そこの地域の方から言われていましたので、許可できないということではなく、管理を徹底して進めて頂きたい。

議 長 それは事務局の方から十分指導して、適正な管理をしてもらうということで、よろしいでしょうか。

木 皿 委 員 員 長 この農地の使用目的は何でしょうか。

小 林 主 査 現況地目水田と記載されていますが、実際は畑で、ネギや里芋を作られているとご本人から聞いております。

議 長 よろしいでしょうか。

平 井 委 員 員 長 郡山委員にお尋ねします。この方は南長谷の土地も借りている方ですか。

郡 山 委 員 員 長 南長谷でも1町歩借りている。去年はネギをたくさん作ったようですが、今年は管理して出荷できるのかはわかりません。玉浦で1町歩あったのですね。

八 卷 委 員 員 長 玉浦だけで2町歩ちょっとある。

平 井 委 員 員 長 借りるな、とまでは言いませんが、野菜を作っているか雑草なのかわからない畑も中にはあり、きちんと管理してもらわないと隣接する方が迷惑を被ると思っています。

郡 山 委 員 員 長 収穫しないところもあるみたいですが、借りて耕作する、と本人は言っているようです。会長、どうですか。

八 卷 委 員 員 長 だめだとは言えないのだから、指導してもらったほうがいい。

議 長 今回の事案については、事務局から十分指導してもらって他に迷惑をかけないような肥培管理をしてください、とお願いするしかないかと思いません。

佐藤委員長 会長も隣の集落なので、会長からも一言お願いします。
議長 地元ではネギは作っておらず、遠くや亘理でも作っているようです。で
すが、以上を踏まえ、辺りに迷惑をかけないことを条件にお願いしたいと
思います。
議長 他にございませんか。
議長 (「なし」の声)
議長 ないようですので、議案第2号、農用地利用集積計画について、計画案
のとおりとすることにご異議ございませんか。
議長 (「異議なし」の声あり)
議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画につ
いて、計画案のとおりとすることに決しました。
議長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、第7回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦労さまでした。
(一同 礼)

午後1時55分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長(会長) _____

委員 13番 _____

委員 1番 _____